

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

【現状と課題】

運動やスポーツへの意識

- ・学年が上がるにつれて、「体育・保健体育の授業が楽しい」「運動やスポーツをもっとしたい」と「思う」「やや思う」が減少傾向

生活習慣

- ・学年が上がるにつれて、朝食を「時々食べない」「食べない」が増加傾向
- ・学年が上がるにつれて、睡眠時間を取れているかどうかについて、「あまり思わない」「思わない」が増加傾向

アレルギー疾患有病率

- ・食物アレルギーがある児童・生徒、アナフィラキシーを起こしたことがある児童・生徒の数が増加

防災への意識

- ・「学校で学んだ防災教育で防災意識が高まっている」と回答

性暴力等防止の取組状況

- ・性犯罪、性暴力防止の教育の一層の推進が必要

【強化のポイント】

- TOKYO ACTIVE PLAN for students の取組を一層推進
- 学校における健康教育・食育の推進、食物アレルギーの事故予防と緊急時に適切に対応できる体制づくりの推進
- 防災や性暴力等の今日的な課題も含め、危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の向上

【指標】

- ✓ 体育（保健体育）の授業が楽しいと思う児童・生徒の割合の増加
- ✓ 学校で学んだ防災教育を通じて、防災意識が高まったと思う生徒の割合の増加

施策展開の方向性^⑭

生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進

- 1 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進（指導部・都立学校教育部・グローバル人材育成部）

- (1) 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

毎年5・6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

(2) Tokyo 体育健康教育ポータル

体育健康教育に関する諸事業の成果物や資料等を掲載し、各地区や各学校の好事例等を全都に広げ、活用を促進する。

(3) 東京都統一体力テストのデジタル化

東京都統一体力テストのデジタル化により、児童・生徒一人一人の力を最大限伸ばす質の高い教育の実現や業務の効率化を図る。

(4) Tokyo スポーツライフ推進指定地区

地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを全都に示し、運動習慣の定着に資する取組を推進する。

(5) 体育健康教育推進校

学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及する。保健体育科の授業及び体力向上に向けた取組を推進する。

(6) エンジョイスportsプロジェクト事業の実施

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）を対象として、専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力を高める。

(7) パラスports指導者講習会の実施

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスports指導者講習会を開催する。

(8) 視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるオリンピック・デフリンピック教育の充実

聴覚障害特別支援学校に外部人材を招へいすること等により、2025年デフリンピック大会東京開催に向けた教育を充実する。

(9) デフリンピックを契機とした聴覚障害理解教育の普及

聴覚障害やデフスポーツに関する映像教材を制作し、都内全公立学校に動画にて配信することを通じて、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けながら、2025年に東京で開催されるデフリンピックへの児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や態度を育む。

(10) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）

希望する学校にオリンピック・パラリンピアン等のアスリートを派遣し、考え方や生き方に触れることにより、多様なスポーツや共生社会に対する児童・生徒の理解を深める。

(11) 「学校2020レガシー」継続実施の支援（再掲）

各学校が共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も続けていく教育活動として「学校2020レガシー」を設定し、児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校の特色となるよう、継続実施を支援する。

(12) オリパラ教育継承のための次期開催国への訪問（再掲）

都立学校の国際交流プログラムの1つである、オリパラシティコースにおいて、オリパラ次期開催都市（フランス・パリ）への継承を意識して、パラスports交流やオリパラレガシ

一等を題材とした都立学校と派遣先国との相互交流を行い、次世代の多文化共生の一層の推進を図る。

(13) 地域文化部活動推進事業（再掲）

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

2 特別支援学校における取組の充実（指導部）

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

ア 児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。

イ 児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。

ウ 各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入し、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図る。

(3) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

障害者スポーツへの理解促進を図ることを通じて、障害者スポーツを通した小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を活性化することにより、障害のある児童・生徒への理解を図る。

3 多様なニーズに応じた運動部活動の充実（指導部）

(1) デジタル技術を活用した部活動の推進

デジタル技術等を活用して、トレーニングの効率化や、運動・スポーツの効果の「見える化」を図り、短時間で効果が得られる合理的な活用を推進し、運動部活動の質の向上を図る。

(2) Sport-Science Promotion Club

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和 5 年 3 月 東京都）にのっとり、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する「Sport-Science Promotion Club」を指定し、都立高校等運動部活動における一層の競技力向上を図る。

4 運動部活動の地域連携・地域移行（指導部）

(1) 部活動の地域連携・地域移行

ア 都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

イ 都立学校における部活動改革パイロット校

学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域スポーツ・芸術団体等との連携方法や、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に使用するための方法、円滑な教員等の兼職・兼業等について試行的に取り組み、東京都の

実態に応じた地域クラブ活動としての在り方を検証する。

(2) 地域運動部活動推進事業

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

(3) 部活動指導員の配置・活用

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

(4) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援

中学校の部活動において、外部指導者を積極的に配置し、専門的な技術指導等による部活動の質の向上と教員の負担軽減を促進する。

施策展開の方向性⑮

健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進

1 健康教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) がん教育の推進

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第4期）」を踏まえ、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校において、外部講師を活用した、がん教育を推進する。

(2) 性に関する指導の充実

学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえながら、保護者の理解を得て必要な指導を行っていくことが必要である。また、全ての教職員で共通認識を図り、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、性教育を推進する。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

学習指導要領の内容に基づき、健康管理について生徒の理解を深めるとともに、産婦人科医を招へいた、ライフプランと健康との関わりに関する授業を実施することにより、生涯を通じて生徒が、自らの健康や環境を管理し、改善していくための資質・能力を育成する。

また、都立高校生が抱える思春期特有の健康上の悩みに対応するため、学校における相談体制を整備する。

2 食育の推進及び給食管理の支援（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 栄養教諭の配置による食育の推進

ア 栄養教諭の配置拡大

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、食育リーダー等を中心とした校内体制を整備している。栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っており、平成20年度から、各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成25年度からは複数配置を行い、食育の推進を図っている。

食育リーダーへの指導・助言を充実させ、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の増加策を講じる。

イ 地場産物等を活用した食育の実践

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物等（東京産食材・国産食材）を活用した食育が有効である。栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物（東京産食材）を活用した食育の実践等を行い、地区全体の食育の充実を図る。

（例）地場産物等を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成、地域生産者との連携による給食献立への地場産物等の活用、生産体験学習など

(2) 各種研修を通じた食育の推進

ア 経験に応じた研修

採用からの経験順に、学校栄養職員新規採用者等研修、経験者前期（6年次）研修、経管者後期（10年次）研修を実施する。

また、令和3年度からは、地場産物等を活用した学校給食と給食の時間における食に関する指導の実践例等を、栄養教諭及び学校栄養職員経験者研修において実施している。

イ 専門実務に関する研修

学校栄養職員・栄養教諭・区市町村教育委員会事務局を対象とした、学校栄養職員等研修（時宜に適った課題への対応力を身につけるためのテーマを選定）、学校給食安全・衛生管理研修（食品衛生・食物アレルギー対応・安全管理等）を実施する。

ウ 食育に関する研修

新規採用及び2年次の栄養教諭に対し、東京都の栄養教諭として必要な知識の習得や食育の実践的な指導力を養うため、新規採用栄養教諭等実践研修を実施する。

また、管理職を含む学校給食・食育に係る学校関係者等（教職員、区市町村教育委員会学校給食担当者等）に対し、食に関する実践的な指導力を育成するため、食に関する指導研修会を実施する。

(3) 学校給食の管理に関する支援

食中毒発生の防止や食物アレルギーなどへの適切な対応ができるよう、各種研修及び情報提供等を行う。また、衛生管理など給食管理について、区市町村への指導・助言を行う。

3 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年）等に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成24年12月に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成25年度以降、都教育委員会では同ガイドラインを補完するマニュアル等の作成・配布や、研修の対象者拡大及び実施回数増など、児童・生徒等のアレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応の強化

イ 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化

ウ 校内研修による実践対応力の向上

エ 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成 21 年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施しており、平成 25 年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒等の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。平成 27 年度からは管理職を対象とした研修も開催している。令和 6 年度も研修を継続していくとともに、校内研修を推進する。

施策展開の方向性⑯

危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

1 安全教育の推進（指導部）

(1) 学校における安全教育の推進

ア 「安全教育プログラム」の配布

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図る。そのため、都内公立学校の全ての教員に、デジタル版を配信し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の 3 領域をバランスよく指導する。

イ 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 12 校（園）を指定する。

また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校での安全教育の推進を図る。

2 防災教育の推進（指導部）

(1) 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

学校・家庭及び地域が一体となった防災教育の一層の充実を目的とし、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を配信する。

ア 全都の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒対象に、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を安全教育・防災教育ポータルサイトにて配信する。

イ 7 月から 9 月を防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進月間として設定する。

(2) 防災意識啓発事業

防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用及び防災施設における防災体験や避難所運営体験等、実践的な取組を通して、児童・生徒の防災への意識啓発を図る。

ア 小学生及び中学 1 年生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」の実施

児童と生徒及びその保護者が、防災体験施設で様々な防災体験を行うとともに、防災教

育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を図る。(体験者に施設ごとに異なる防災グッズを配布)

イ 公立の中学生を対象とした「避難所運営講座」の実施

外部委託した専門の講師による、避難所運営に関する基本的な知識や課題等に関する講義と、避難所運営ゲーム(HUG)を実施する。令和6年度は21校で実施を予定している。

ウ 都立学校における「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施

エ 東京消防庁等と連携したDXを見据えた防災教育の実施

(3) 「防災士養成講座」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神のかん養や、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

令和6年度は都立高等学校の生徒160名程度、都立高等学校の教員40名程度を募集する。

(4) 都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」

地域との連携の強化や様々な災害を想定した防災教育の更なる充実を図り、生徒が自然災害から身を守り被災しても乗り切る能力や、他者及び地域の安全を支える能力を身に付けることを目的に、都立高等学校等において地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施する。

ア 地域と連携した防災訓練

地域とともに初期消火訓練の実施や防災講話の聴講、東京マイ・タイムラインを活用した取組等、地域と連携した防災訓練を実施する。訓練の実施に際しては、消防署、警察署、自衛隊、日本赤十字社、水道局、学校が所在する自治体の防災担当課、町内会や地元消防団等と連携し、より体験的・実践的な内容を行う。

イ 避難所設営・運営訓練

学校が所在する自治体の防災担当課から助言を受けながら、避難者の受付や誘導等、避難所設営・運営の補助体験をする避難所設営・運営訓練を実施する。また、その中で備蓄食料の炊き出しや喫食体験等を実施する。避難所設営・運営訓練では、避難所のみならず、学校が東京都帰宅困難者対策条例に基づき「一時滞在施設」や「災害時帰宅支援ステーション」が開設された場合も想定した内容を行う。

3 生命(いのち)の安全教育の推進(指導部)

(1) 生命(いのち)の安全教育の推進

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校において生命(いのち)の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命(いのち)の安全教育」を促進する。

4 特別支援学校における安全教育の推進(指導部)

(1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、防災学習、備蓄品の利用体験、応急救護訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ 教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練などを行う。

ウ 事業の周知

宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。